

# 北新宿・東中野法律事務所 報酬等基準 (税別)

2016年9月1日新設

※無断転載・転用禁止

## 目次

1. 法律相談等 .....	3
1 法律相談 (個人) .....	3
2 法律相談 (法人) .....	3
3 法律意見書作成 .....	3
2. 民事事件 .....	3
1 訴訟事件 (手形・小切手訴訟事件を除く)・非訟事件・家事審判事件・行政事件・仲裁事件 .....	3
2 調停事件及び示談交渉事件 .....	3
3 契約締結交渉 .....	4
4 督促手続事件 .....	4
5 手形・小切手訴訟事件 .....	4
6 離婚事件 (交渉) .....	5
7 離婚事件 (調停) .....	5
8 離婚事件 (訴訟) .....	5
9 境界に関する事件 .....	5
10 借地非訟事件 .....	6
11 保全命令申立事件 .....	6
12 民事執行事件 .....	6
13 破産・会社整理・特別清算, 会社更生の申立事件 .....	7
14 民事再生事件 .....	7
15 任意整理事件 .....	8
16 行政上の審査請求・異議申立・再審査請求その他の不服申立事件 .....	8
3. 刑事事件 .....	9
1 刑事事件 (起訴前・起訴後・再審) .....	9
2 再審請求事件 .....	9
3 告訴・告発・検察審査の申立て .....	9
4 少年事件 .....	10
4. 裁判上の手数料 .....	10
1 証拠保全 .....	10
2 即決和解 .....	10
3 公示催告 .....	11
4 倒産整理事件の債権届出 .....	11
5 簡易な家事審判 (家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの) .....	11
5. 裁判外の手数料 .....	11
1 法律関係調査 (事実関係調査を含む) .....	11

2 契約書類及びこれに準ずる書類の作成.....	11
3 遺言書作成 .....	12
4 遺言執行 .....	12
5 会社設立等 .....	12
6 株主総会等指導 .....	13
7 現物出資等証明 .....	13
8 簡易な自賠償請求 .....	13
9 任意後見及び財産管理・身上監護.....	13
10 顧問料.....	14
11 日当 .....	14
6. 基準の補足（備考） .....	14
7. 細則 .....	16

## 1. 法律相談等

### 1 法律相談（個人）

報酬の種類	報酬額	備考
法律相談料	30分ごとに5,000円	※

※事件を受任した場合、受任後の当該事件解決のための打ち合わせに関しては、法律相談料は発生しない。

### 2 法律相談（法人）

報酬の種類	報酬額	備考
法律相談料	初回：30分ごとに5,000円 2回目以降：30分ごとに10,000円	※

※事件を受任した場合、受任後の当該事件解決のための打ち合わせに関しては、法律相談料は発生しない。

### 3 法律意見書作成

報酬の種類	報酬額	備考
意見書作成料	100,000円以上1,000,000円以下	

## 2. 民事事件

### 1 訴訟事件（手形・小切手訴訟事件を除く）・非訟事件・家事審判事件・行政事件・仲裁事件

報酬の種類	報酬額	備考
着手金	事件の経済的な利益の額が 【300万円以下の場合】 経済的利益の8% 【300万円を超え3000万円以下の場合】 5%+9万円 【3000万円を超え3億円以下の場合】 3%+69万円 【3億円を超える場合】 2%+369万円	※ (1)
報酬金	事件の経済的な利益の額が 【300万円以下の場合】 経済的利益の16% 【300万円を超え3000万円以下の場合】 10%+18万円 【3000万円を超え3億円以下の場合】 6%+138万円 【3億円を超える場合】 4%+738万円	

※着手金の最低額は10万円。

### 2 調停事件及び示談交渉事件

報酬の種類	報酬額	備考
着手金	1に準ずる。但し、事案の内容により、2分の1を限度に減額 することがある。	※
報酬金	1に準ずる。	

※着手金の最低額は10万円。

※訴訟に移行した場合は、1の額との差額を追加着手金とする。

### 3 契約締結交渉

報酬の種類	報酬額	備考
着手金	タイムチャージ方式か、以下の基準によるものとする。 取引額が 【700万円以下の場合】 10万円 【700万円を超え3000万円以下の場合】 1%+3万円 【3000万円を超え3億円以下の場合】 0.5%+18万円 【3億円を超える場合】 0.3%+78万円	
報酬金	タイムチャージ方式か、以下の基準によるものとする。 取引額が 【300万円以下の場合】 経済的利益の4% 【300万円を超え3000万円以下の場合】 2%+6万円 【3000万円を超え3億円以下の場合】 1%+36万円 【3億円を超える場合】 0.6%+156万円	

### 4 督促手続事件

報酬の種類	報酬額	備考
着手金	事件の経済的な利益の額が 【300万円以下の場合】 経済的利益の2% 【300万円を超え3000万円以下の場合】 1%+3万円 【3000万円を超え3億円以下の場合】 0.5%+18万円 【3億円を超える場合】 0.3%+78万円	※
報酬金	1に準ずる。	

※着手金の最低額は10万円。

※訴訟に移行した場合は、1の額との差額を追加着手金とする。

### 5 手形・小切手訴訟事件

報酬の種類	報酬額	備考
着手金	事件の経済的な利益の額が 【300万円以下の場合】 経済的利益の4% 【300万円を超え3000万円以下の場合】 2.5%+4.5万円 【3000万円を超え3億円以下の場合】 1.5%+34.5万円 【3億円を超える場合】 1%+184.5万円	※
報酬金	事件の経済的な利益の額が 【300万円以下の場合】 経済的利益の8% 【300万円を超え3000万円以下の場合】 5%+9万円	

	<b>【3000万円を超え3億円以下の場合】</b>	3%+69万円	
	<b>【3億円を超える場合】</b>	2%+369万円	

※着手金の最低額は10万円。

## 6 離婚事件（交渉）

報酬の種類	報酬額	備考
着手金	20万円以上40万円以下	※
報酬金	30万円以上60万円以下	

※財産分与、慰謝料等の請求の着手金及び報酬金は、1及び2に準じ加算する。

## 7 離婚事件（調停）

報酬の種類	報酬額	備考
着手金	35万円以上60万円以下	※
報酬金	30万円以上60万円以下	

※財産分与、慰謝料等の請求の着手金及び報酬金は、1及び2に準じ加算する。

※離婚交渉から離婚調停を受任する場合は、交渉着手金の2分の1を追加着手金とする。

## 8 離婚事件（訴訟）

報酬の種類	報酬額	備考
着手金	35万円以上60万円以下	※
報酬金	30万円以上60万円以下	

※財産分与、慰謝料等の請求の着手金及び報酬金は、1に準じ加算する。

※離婚交渉から離婚訴訟を受任する場合は、交渉着手金の2分の1を追加着手金とする。

※離婚調停から離婚訴訟を受任する場合は、調停着手金の2分の1を追加着手金とする。

## 9 境界に関する事件

報酬の種類	報酬額	備考
着手金	40万円以上200万円以下	(2)

報酬金	40 万円以上 200 万円以下	
-----	------------------	--

#### 10 借地非訟事件

報酬の種類		備考
着手金	30 万円以上 100 万円以下	(3)
報酬金	<p><b>【申立人の場合】</b>            一申立の認容            借地権の額の 2 分の 1 を経済的利益の額として、1 による。            一相手方の介入認容            財産上の給付額の 2 分の 1 を経済的利益の額として、1 による。</p> <p><b>【相手方の場合】</b>            一申立の却下又は介入権の認容            借地権の額の 2 分の 1 を経済的利益の額として、1 による。            一賃料の増額の認容            賃料増額分の 7 年分を経済的利益の額として、1 による。            一財産上の給付の容認            財産上の給付額を経済的利益の額として、1 による。</p>	

#### 11 保全命令申立事件

報酬の種類	報酬額	備考
着手金	1 の着手金額の 2 分の 1 とする。但し、審尋又は口頭弁論を経た時は、1 の着手金の額の 3 分の 2 とする。	※
報酬金	<p><b>【事件が重大又は複雑なとき】</b> 1 の報酬金の額の 4 分の 1  <b>【審尋又は口頭弁論を経たとき】</b> 1 の報酬金の額の 3 分の 1  <b>【本案の目的を達したとき】</b> 1 の報酬金に準じて受けることができる。</p>	

※本案事件と併せて受任した場合でも、本案事件とは別に上記着手金・報酬金が発生する。

※着手金の最低額は 10 万円。

#### 12 民事執行事件

報酬の種類	報酬額	備考
着手金	<p><b>【民事執行事件】</b> 1 の着手金の額の 2 分の 1  <b>【執行停止事件】</b> 1 の着手金の額の 2 分の 1</p>	※
報酬金	<p><b>【民事執行事件】</b> 1 の報酬金の額の 4 分の 1  <b>【執行停止事件】</b> 事件が重大又は複雑な場合、1 の報酬金の額の 4 分の 1</p>	

※着手金の最低額は10万円。

※本案事件と併せて受任した場合でも、本案事件とは別に上記着手金・報酬金が発生する。なお、その場合の着手金は、1の3分の1とする。

### 13 破産・会社整理・特別清算、会社更生の申立事件

報酬の種類	報酬額	備考
着手金	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額 <b>【事業者の自己破産】</b> 50万円以上 <b>【非事業者の自己破産】</b> 20万円以上 <b>【自己破産以外の破産】</b> 50万円以上 <b>【会社整理】</b> 100万円以上 <b>【特別清算】</b> 100万円以上 <b>【会社更生】</b> 200万円以上	※
報酬金	1に準ずる（この場合の経済的利益の額は、配当試算、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定する）。ただし、前記ア、イの自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限る。	

※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。

※免責申立事件（免責異議申立事件を含む）のみを受任した場合の着手金は下記の着手金の額の2分の1、報酬金は上記の報酬金の算定方法を準用する。

### 14 民事再生事件

報酬の種類	報酬額	備考
着手金	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額 <b>【事業者】</b> 100万円以上 <b>【小規模個人再生及び給与所得者等再生事件】</b> 30万円以上	※
報酬金	1に準ずる（この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び企業継続による利益等を考慮して算定する。なお、具体的な算定にあたっては執務報酬の額を考慮する。）ただし、再生計画認可決定を受けたときに限り受けることができる	

※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。

※民事再生法235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む）の着手金は、上記の【小規模個人再生及び給与所得者等再生事件】の場合の着手金の2分の1、報酬金は、上記の報酬金の算定方法を準用する。

## 15 任意整理事件

報酬の種類	報酬額	備考
着手金	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額  【事業者】 50万円以上 【非事業者】 30万円以上	※
報酬金	【事件が清算により終了したとき】 (1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当原資額（債務の弁済に供すべき資産の価額。以下同じ）につき  500万円以下の場合 15% 500万円を超え1000万円以下の場合 10%+25万円 1000万円を超え5000万円以下の場合 8%+45万円 5000万円を超え1億円以下の場合 6%+145万円 1億円を超える場合 5%+245万円  (2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額につき  5000万円以下の場合 3% 5000万円を超え1億円以下の場合 2%+50万円 1億円を超える場合 1%+150万円 【事件が債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したとき】 13,14の報酬に準ずる。 【事件の処理について裁判上の手続きを要したとき】 上記に定めるほか、相応の報酬金を受けとることができる。	

## 16 行政上の審査請求・異議申立・再審査請求その他の不服申立事件

報酬の種類	報酬額	備考
着手金	1の着手金の額の3分の2の額。	※
報酬金	1の報酬金の額の2分の1の額。	

※着手金の最低額は10万円。

※審尋又は口頭審理等を経た場合には、1に準ずる。



### 3. 刑事事件

#### 1 刑事事件（起訴前・起訴後・再審）

報酬の種類	報酬額	備考
着手金	<b>【事実関係に争いなく（自白事件）かつ事案簡明な場合】</b> 35万円 <b>【事実関係に争いがない事件（自白事件）】</b> 60万円 <b>【事実関係に争いがある事件（否認事件）】</b> 80万円 <b>【複雑な事件】</b> 事案により決定する。	※  (4)
報酬金	<b>【諸活動】</b> 一示談活動（一人につき） 10万円 一保釈許可決定 保釈保証金額の18% 一勾留阻止・勾留取消・勾留執行停止 40万円 一勾留延長阻止 20万円 一接見禁止等解除（一部を含む）、取消 10万円 <b>【起訴前】</b> 一不起訴 50万円 一略式命令 40万円 <b>【起訴後】</b> 一無罪（一部無罪を含む） 70万円 一刑の執行猶予 35万円 一求刑より軽い判決 35万円 一検察官上訴が棄却された場合 50万円	

#### 2 再審請求事件

報酬の種類	報酬額	備考
着手金	50万円以上	
報酬金	50万円以上	

#### 3 告訴・告発・検察審査の申立て

報酬の種類	報酬額	備考
着手金	1件につき 30万円以上	
報酬金	以下の2段階で報酬金が発生する <b>【告訴・告発・検察審査の申立てが受理された段階】</b> 20万円以上 <b>【対象者が逮捕・勾留又は起訴された段階】</b> 30万円以上	

#### 4 少年事件

報酬の種類	報酬額	備考
着手金	<b>【事実関係に争いなく（自白事件）かつ事案簡明な場合】</b> 35万円 <b>【事実関係に争いがない事件（自白事件）】</b> 60万円 <b>【事実関係に争いがある事件（否認事件）】</b> 80万円 <b>【複雑な事件】</b> 事案により決定する。	※  (5)
報酬金	<b>【諸活動】</b> 一示談活動（一人につき） 10万円 一保釈許可決定 保釈保証金額の18% 一勾留阻止・勾留取消・勾留執行停止・監護措置取消・監護措置回避 40万円 一勾留延長阻止 20万円 一接見禁止等解除（一部を含む）、取消 10万円  <b>【結果に基づく報酬】</b> 一家庭裁判所不送致・審判不開始・不処分・保護観察・逆送回避・逆送後の公判で執行猶予・求刑より軽い判決・不起訴・略式命令 35万円 一無罪（一部無罪を含む） 70万円	

#### 4. 裁判上の手数料

##### 1 証拠保全

分類	報酬額	備考
基本	20万円に民事事件の1により算定された額の10%を加算した額。	※
特に複雑又は特殊な事情がある場合	協議により決定する。	

※本案事件を併せて受任したときでも、本案事件の着手金と別に発生する。

##### 2 即決和解

分類	報酬額	備考
示談交渉を要しない場合	経済的利益の額が <b>【300万円以下】</b> 10万円 <b>【300万円を超え3000万円以下】</b> 1%+7万円 <b>【3000万円を超え3億円以下】</b> 0.5%+22万円 <b>【3億円以上の場合】</b> 0.3%+82万円	※

示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、各事件類型の基準による。	
------------	------------------------	--

※本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料は別途発生しない。

### 3 公示催告

上記2の示談交渉を要しない場合と同額。

### 4 倒産整理事件の債権届出

分類	報酬額	備考
基本	10万円	
特に複雑又は特殊な事情がある場合	協議により決定する。	

### 5 簡易な家事審判（家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの）

20万円。

## 5. 裁判外の手数料

### 1 法律関係調査（事実関係調査を含む）

分類	報酬額	備考
基本	10万円以上30万円以下。	
特に複雑又は特殊な事情がある場合	協議により決定する。	

### 2 契約書類及びこれに準ずる書類の作成

分類	報酬額	備考
定型	取引額（経済的利益の額）が <b>【1000万未満のもの】</b> 10万円 <b>【1000万円以上1億円未満のもの】</b> 10万円以上30万円以下 <b>【1億円以上】</b> 30万円以上	※
非定型	<b>【基本】</b> 取引額（経済的利益の額）が —300万円以下の場合 15万円 —300万円を超え3000万円以下の場合 1%+12万円	

	—3000 万円を超え 3 億円以下の場合	0.3%+33 万円	
	—3 億円を超える場合	0.1%+93 万円	
	【特に複雑又は特殊な事情がある場合】 協議により決定する。		

※公正証書にする場合、上記手数料に 5 万円を加算する。

### 3 遺言書作成

分類	報酬額	備考
定型	20 万円	※
非定型	<p>【基本】</p> <p>経済的利益の額が</p> <p>—300 万円以下の場合 25 万円</p> <p>—300 万円を超え 3000 万円以下の場合 1%+22 万円</p> <p>—3000 万円を超え 3 億円以下の場合 0.3%+43 万円</p> <p>—3 億円を超える場合 0.1%+105 万円</p> <p>【特に複雑又は特殊な事情がある場合】 協議により決定する。</p>	

※公正証書にする場合、上記の手数料に 5 万円を加算する。

### 4 遺言執行

分類	報酬額	備考
基本	<p>経済的利益の額が</p> <p>—300 万円以下の場合 35 万円</p> <p>—300 万円を超え 3000 万円以下の場合 2%+29 万円</p> <p>—3000 万円を超え 3 億円以下の場合 1%+59 万円</p> <p>—3 億円を超える場合 0.5%+209 万円</p>	※
特に複雑又は特殊な事情がある場合	協議により決定する。	

※遺言執行に裁判手続を要する場合、遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬が発生する。

### 5 会社設立等

分類	報酬額	備考
設立・増減資・合併・分割・組織再編・通常清算	<p>資本金もしくは総資産額のうち高い額又は増減資額が</p> <p>—1000 万円以下の場合 4%+10 万円</p> <p>—1000 万円を超え 2000 万円以下の場合 3%+20 万円</p>	※

	—2000 万円を超え 1 億円以下の場合	2%+40 万円	
	—1 億円を超え 2 億円以下の場合	1%+140 万円	
	—2 億円を超え 20 億円以下の場合	0.5%+240 万円	
	—20 億円を超える場合	0.3%+640 万円	

※最低額は合併又は分割については 200 万円，通常清算については 100 万円，その他の手続については 15 万円とする。

## 6 株主総会等指導

分類	報酬額	備考
基本	30 万円以上	
総会準備も指導する場合	50 万円以上	

## 7 現物出資等証明

1 件 30 万円。但し，出資等にかかる不動産価格及び調査の難易，繁簡等を考慮して増減額する。

## 8 簡易な自賠償請求

分類	報酬額	備考
損害賠償請求権の存否又はその額に争いのない場合	給付金額が 【150 万円以下の場合】 5 万円 【150 万円を超える場合】 給付金額の 2%+2 万円	
損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合	上記及び示談交渉事件の報酬基準を参考に協議し決定する。	

## 9 任意後見及び財産管理・身上監護

分類	報酬額	備考
契約の締結に先立って，依頼者の事理弁識能力の有無，程度及び財産状況その他（依頼者の財産管理又は身上監護にあたって）把握すべき事情等を調査する場合の手数料	1 を準用する。	
契約締結後，委任事務処理を開始した場合の弁護士報酬	【日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合】 月額 1 万円以上 5 万円以下。	

	<p>【上記に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合】</p> <p>月額 3 万円以上 10 万円以下。</p> <p>ただし、不動産の処理等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別に本基準に基づく報酬が発生する。</p>	
契約締結後、その効力が生じるまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料	1 回あたり 1 万円以上 5 万円以下。	

## 10 顧問料

分類	報酬額	備考
事業者	<p>【売上が 1 億円以下の場合】 月額 4 万円以上</p> <p>【売上が 1 億円を超える場合】 月額 5 万円以上</p>	
非事業者	月額 3 万円以上	

## 11 日当

分類	報酬額	備考
半日	3 万円以上 5 万円以下	(6)
一日	5 万円以上 10 万円以下	

## 6. 基準の補足（備考）

- (1) 特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

算定可能な場合の算定基準

- イ 金銭債権：債権総額（利息及び遅延損害金を含む）
- ロ 将来の債権：債権総額から中間利息を控除した額
- ハ 継続的給付債権：債権総額の 10 分の 7 の額。ただし、期間不定のものは 7 年分の額
- ニ 賃料増減額請求事件：増減額分の 7 年分の額

- ホ 所有権：対象たる物の時価相当額
- ヘ 占有権，地上権，永小作権，賃貸権及び使用借権：対象たる物の時価の  $\frac{2}{3}$  の額。ただし，権利の時価がその時価を超えるときは，権利の時価相当額
- ト 建物についての所有権に関する事件：建物の時価相当額に敷地の時価  $\frac{3}{4}$  の額を加算した額  
建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件：ヘにその敷地の時価の  $\frac{3}{4}$  の額を加算した額
- チ 地役権：承役地の時価の  $\frac{2}{3}$  の額
- リ 担保権：被担保債権額。ただし，担保物の時価が債権額に達しないときは，担保物の時価相当額
- ヌ 不動産についての所有権，地上権，永小作権，地役権，賃借権及び担保権等の登記手続請求事件：ホ，ヘ，チ及びリに準じた額
- ル 詐害行為取消請求事件：取消請求債権額。ただし，取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは，法律行為の目的の価額
- オ 共有物分割請求事件：対象となる特分の時価の  $\frac{3}{4}$  の額。ただし，分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いがある部分については，対象となる財産の範囲又は持分の額
- ワ 遺産分割請求事件：対象となる相続分の時価相当額。ただし，分割の対象となる財産の範囲又は相続分についての争いのない部分については，相続分の時価の  $\frac{3}{4}$  の額
- カ 遺留分減殺請求事件：対象となる遺留分の時価相当額
- コ 金銭債権についての民事執行事件：請求債権額。ただし，執行対象物件の時価相当額（担保権設定，仮差押等の負担があるときは，その負担を斟酌した時価相当額）
- ※ 算定不能な場合の算定基準：800 万円とする。ただし，事件等の難易，軽重，手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して増減額することができる。

(2) 境界に関する事件とは，境界確定訴訟，境界確定を含む所有権に関する訴訟その他をいう。調停及び示談交渉の場合は，9 の額又は 1 の額を，それぞれ  $\frac{3}{2}$  に減額することがある。示談交渉から調停，示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は，9 の額又は 1 の額のそれぞれ  $\frac{2}{3}$  の 1

(3) 調停事件は 10 に準ずる。ただし，それぞれの額を  $\frac{3}{2}$  に減額することがある。示談交渉から調停，示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は，10 の着手金の額の  $\frac{2}{3}$  の 1

(4) 事案簡明な事件とは，特段の事件の複雑さ，困難さ又は頻雑さが予想されず，委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって，起訴前については事実関係に争いが無い情状事件，起訴後については公判期日数が 2 ないし 3 回程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く）をいう。同一弁護士が起訴前に受任した事件を起訴後も引き続き受任するときは 1 の着手金を受けることができる。ただし，事案簡明な事件については，起訴前の事件の着手金の  $\frac{2}{3}$  とする。同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。追加して受任する事件が同種であることにより，追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは着手金及び報酬金を減額することができる。検察官上訴の取下げ又は免訴，公訴棄却，刑の免除，破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあつたときの報酬金は，費やした時間・執務量を考慮したうえで，1 による。

(5) 家庭裁判所送致前の受任か否か，非行事実の争いの有無，少年の環境整理に要する手数の繁簡，身柄付の

観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮し、事件の重大性等により、増減額することができる。同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは着手金及び報酬金を減額することができる。逆送致事件は、刑事事件の 1 及び 2 による。ただし、同一弁護士が受任する場合の着手金は、送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の範囲内で減額できる。

- (6) 半日：往復 2 時間を超え 4 時間まで
- 一日：往復 4 時間を超える場合

## 7. 細則

- 1 依頼者との協議により、上の表によらず、弁護士報酬の額を 1 時間ごとに 2 万 5 千円以上のタイムチャージ制（日当を含み、実費を含まない）にすることができる。
- 2 弁護士報酬の支払時期
  - イ 着手金：事件又は法律事務（以下「事件等」という。）の依頼を受けたとき
  - ロ 報酬金：事件等の処理が終了したとき
  - ハ その他の弁護士報酬：この規定に特に定めのあるときはそれに従い、定めがないときは依頼者との協議により定められたとき
- 3 弁護士報酬は 1 件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、定めるものとし、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって 1 件とする。なお、裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは別件とする。
- 4 同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬のみを受ける。
- 5
  - イ 弁護士は各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる。
  - ロ 紛争の実態が共通な複数の事件を受任するとき若しくは複数の依頼者から委任事務処理の一部を共通とする同種事件を受任するときは、弁護士報酬を減額することができる。
  - ハ 一件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、各弁護士は、各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき若しくは複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたときには、それぞれの弁護士報酬を請求することができる。
- 6
  - イ 弁護士は依頼者に、あらかじめ弁護士報酬等について十分説明しなければならない。
  - ロ 弁護士は、委任契約書が作成されている場合を除き、依頼者から申し出があるときは、弁護士報酬の額、その計算方法及び支払時期に関する事項を記載した報酬説明書を交付しなければならない。
- 7 依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別な事情にあるときは、弁護士報酬の支払時期を変更し又は減額若しくは免除することができる。
- 8 事件等が特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき、又は受任後同様の事情が生じたときは、弁護士報酬を増額することができる。
- 9 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、着手金を減額して、報酬金を増額することができる。ただし、この場合において、着手金及び報酬金の合計額は、民事事件 1 件により許



容される着手金と報酬金の合算額を超えてはならない。

- 10 イ 事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、清算する。
- ロ イにおいて、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は受領済の弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、依頼者と協議のうえ、全部又は一部を返還しないことができる。
- ハ イにおいて、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その部分については請求することができない。
- 11 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を遅滞したときは、あらかじめ依頼者に通知し、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。
- 12 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。この場合には、弁護士はすみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない。
- 13 この規定に定める基準は、消費税の額に相当する金額を含まない。